

## 令和 8 年度に向けた施策構築方針

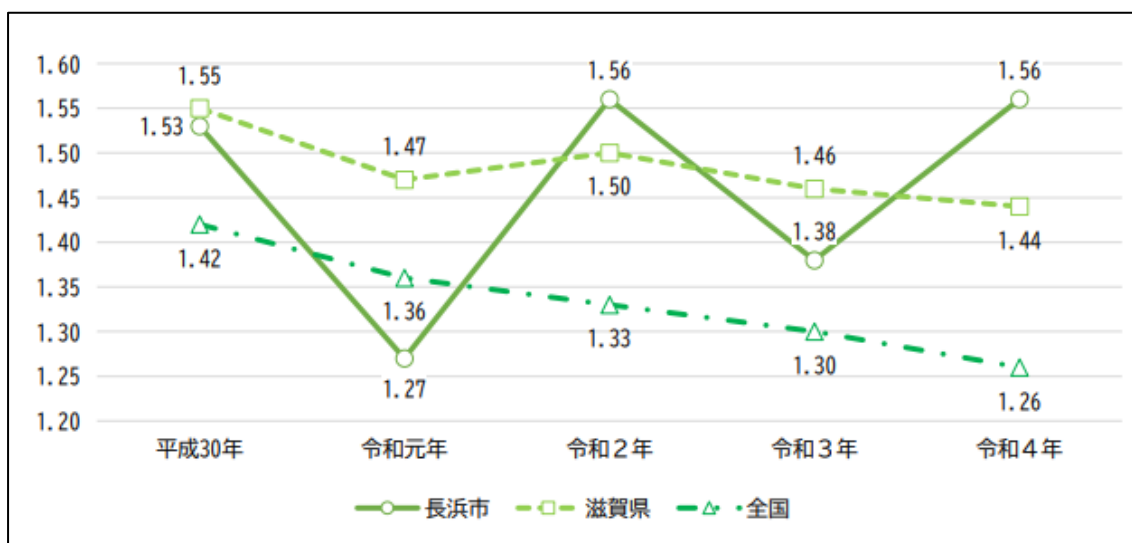
### 1 現状認識

我が国の人口は、令和 2 年国勢調査によると 12,615 万人と平成 22 年以降減少傾向にあり、厚生労働省が発表した令和 6 年人口動態統計月報年計（概数）における合計特殊出生率では 1.15 と前年比 0.05 ポイント低下し、国全体で人口減少、少子化が進んでいる。また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和 7 年から令和 27 年の 20 年間に於いて、生産年齢人口は 1,500 万人弱、2 割以上が減少する見込みである。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年 6 月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となるため、全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進並びに地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進めることとされている。

本市の人口は、国勢調査によると、平成 17 年の 124,498 人をピークに減少を続けており、令和 2 年には 113,636 人と、5 年前に比べ 4,557 人が減少し、県内最大の減少数となった。また、令和 5 年 12 月に公表された国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」においても、令和 32 年には 82,316 人となる見通しで、今後も人口減少が続くと予想されている。さらには、令和 6 年 4 月に「令和 6 年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」として地域の持続可能性を分析した報告書が人口戦略会議から公表された。本市は消滅可能性自治体には該当しなかったものの、若年女性人口が大きく減少していくことから、人口動態は厳しいと予測されており、消滅可能性自治体の一歩手前といえる状況である。

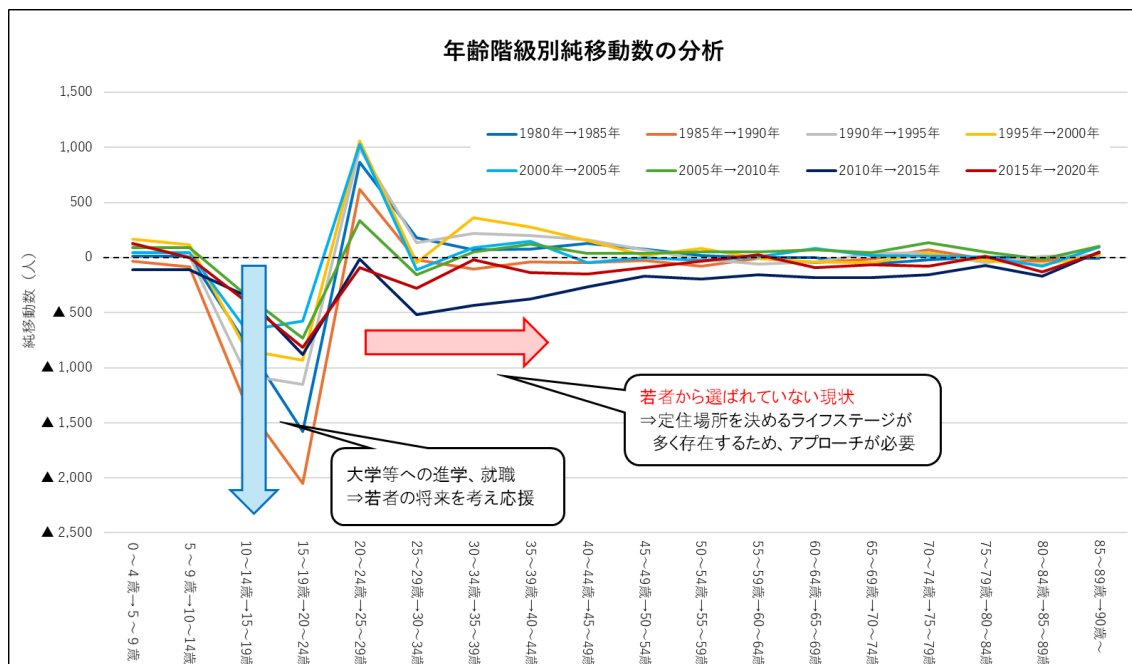
人口減少の主な要因は、出生数の減少と死亡者の増加となっている。本市における令和 4 年の合計特殊出生率（図 1）は 1.56 で県全体の 1.44 を上回っているものの、10 年前には年間 1,000 人を超えていた出生数が、現状では 600 人台と大きく減少していることは大きな課題であり、早急な対策が必要である。



出典：長浜市未来こども若者計画（令和7年3月策定）

図1 合計特殊出生率の推移

また、転入・転出による人口移動では、転入が3,000人程度に対し、転出が3,400人程度を推移しており、転出超過が続いている状況である。なかでも年齢階級別純移動数（図2）をみると、若者世代の人口流出が顕著である。10代後半から20代前半までの進学等による転出者については、未来を牽引する学びや活躍を応援する一方で、20代から30代にかけて転出超過が続いている近年の動向を踏まえ、若者が本市を選べない又は選ばない要因に的確に対応していく必要がある。



出典：長浜市人口ビジョン（令和7年3月策定）

図2 年齢階級別純移動数の時系列分析

人口減少、少子高齢化は、社会を支える土台が小さくなることを意味し、その結果、労働力と消費者の減少、国の成長力や産業競争力の低下、社会保障費の負担増、財政悪化等、様々な分野で重大な問題を引き起こす恐れがある。

こういったことから、本市において人口減少対策は最重要課題であり、特に少子化と若者の転出超過に対する対応策が必要である。本市では、これまでにデジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、総合的な地方創生施策に取り組んできたが、さらなる対応が求められる状況となっている。また、近年のデジタル化の進展や地方移住に対する関心も取り込みながら、引き続き本市の魅力を活かした地方創生策の検討が必要である。加えて、幅広いこども施策を総合的に推進するために「長浜市未来こども若者計画」を令和7年3月に策定し、国県と連携した具体の取組を進めており、継続した取組を進めていくことが重要である。

滋賀県においても、令和5年度から県北部の関係人口を増やす取組「北の近江振興プロジェクト」を実施されており、県北部で先行的に地域資源を活かした魅力ある地域づくりや未来を支える人材の育成等の推進に向けて、本市の取組と連携を進め、相乗効果を生み出していくことが求められている。

## 2 基本的な考え方

全国的に人口減少と少子高齢化という避けられない課題に直面しており、本市も消滅可能性自治体の一歩手前の現状にある。こうした状況乗り越え、持続可能なまちを築くためには、市民一人ひとりが自信と誇りを持ち、夢を追い求めることができるような魅力あふれるまちとなる必要がある。

令和7年4月に示した「長浜市の未来図」では、「開かれたシビックプライド」を背骨として、「こども若者」や「教育・文化」など本市で培われた数多くの地域資源を生かした7つの分野における輝き（施策の柱）を通じて、未来志向のまちづくりを提案している。個々の輝きを磨き上げるだけでなく、それらを織りなしハーモニーを生み出すことで、新たな輝きを見出すこととしている。このように、「開かれたシビックプライド」で「7つの輝き」が織りなすまちが、魅力あふれるまちにつながっていくものと考ええる。

このため、令和8年度においては、「長浜市の未来図」を基本的なコンセプトとして、国や県の検討の動向や対策を注視しながら、ライフステージ全体を通して、とりわけ、まずは「長浜での暮らしを選択する若者を増やす」こと、中長期的には「人口が減少しても持続的なまちづくりを進める」ことを両輪で進め、将来にわたって持続可能なまちづくりにつながるよう、経営資源の重点化を図り、市内外に対する新しい価値の創造や発信の視点を意識しながら、施策や対策の具現化を進める。

特に、「長浜での暮らしを選択する若者を増やす」取組については、自身や家族の将来に影響を与えるような大きな変化があるライフステージにおいて、長浜市が選ばれるための取組を進める。「就職をする」「結婚をする」「子育てをする」「住居を取得する」等のライフステージは、定住場所を決定する要素が強い傾向にあるため、若者のニーズをしっかりと把握し、本市が選ばれるための取組を具体化する。

また、高校卒業までの期間における「本市に愛着・誇りを持つ」という要素は、将来、本市への回帰や定住意向に大きく影響すると考えられる。そのため、こどもたちが地域を知る、地域に積極的に関わる機会の創出、体験の場づくりを進めるとともに、こども若者の声を聞き、その思いを実現する仕組みを確立すること等を進めることで、シビックプライドの醸成を図る。

### 3 施策の柱

「2 基本的な考え方」を踏まえつつ、総合計画第3期基本計画に掲げる重点プロジェクトの施策・事業のうち、次年度は「開かれたシビックプライド」を背骨とした次の7つの輝きに重点を置き、検討を進めることとする。

#### 輝き1 こども若者

～こども若者を「主人公」にするまち～

#### 輝き2 健康・医療・福祉

～健康医療を誇りにするまち～

#### 輝き3 歴史・自然・観光

～歴史・自然・創造が交わる観光のまち～

#### 輝き4 産業

～未来を切り拓く産業のまち～

#### 輝き5 教育・文化

～学びと文化が共鳴するまち～

#### 輝き6 安心・安全

～先人の叡知と努力に根差した持続可能なまち～

#### 輝き7 進取の気性

～果敢に挑戦をつづけるまち～

## 4 留意事項

### (1) 重点化事業の整理

令和8年2月に長浜市長選挙の執行が予定されていることから、令和8年度当初予算は骨格予算として編成されることになるため、「3 施策の柱」に基づく重点化事業については、原則として、政策予算として編成し、骨格予算に含まれない事業になることに留意すること。

### (2) 現計画を実現する施策立案、情報発信

総合計画第3期基本計画に掲げる重点プロジェクトの目標を実現するため、部局を超えて知識や発想を持ち寄り、特に若手職員の声を取り入れ、「挑戦と創造」に満ちた施策立案を進めること。

また、施策目的に市民等が共感し、共に取り組む流れがつかれるよう、多様な情報媒体を活用し、わかりやすい情報発信に努めること。

### (3) 確かな根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

総合計画の期間において、人口動態に具体的な改善をもたらすためには、適切なKPI（重要業績評価指標）の設定やその効果検証が必要となる。各種統計や RESAS（地域経済分析システム）等客観的なデータや市民意識調査の結果報告、さらには、こども・若者の声を参考にし、根拠に基づいた効果的な施策の立案に努めること。

### (4) 多様な主体との連携による持続的な施策構築

国、県、周辺市町をはじめ、企業、団体、大学等との連携や外部人材（特に若い力）の活用を積極的に検討するとともに、持続可能な取組となるよう、ノウハウや資金面をはじめ、地域内で経済的な循環を生み出せる工夫を行うこと。

### (5) 既存施策の見直しや廃止

新たな重点化事業を進める上で財源をはじめとする経営資源を生み出すため、既存施策の必要性等を十分検証し、効果の低い事務事業については見直しや廃止等を行うこと。その場合は、関係部署や関係団体と事前に十分調整を行うこと。